

## 生駒市産前産後家事支援サービスの実施及び費用助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、家事及び育児の両立にかかる負担の軽減を図るため、予算の範囲内において妊婦及び乳児期の児童を養育する家庭における家事支援サービス(以下「家事支援サービス」という。)の利用に要する費用を助成することについて、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、生駒市(以下「市」という。)とし、その一部を市長の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に委託することができるものとする。

### (家事支援サービスの内容)

第3条 家事支援サービスの内容は、別表のとおりとする。

### (助成対象者)

第4条 この事業による助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、市内に住所を有する妊婦及び市内に住所を有し、同一世帯において1歳未満の児童を養育している者(流産し、又は死産した場合を含む。)とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、1歳未満の児童を養育している場合において、既に同一世帯において当該児童に係るクーポン券の交付を受けた者があるとき(当該児童を妊娠中に妊婦が交付を受けた場合を含む。)は、助成を受けることができない。

### (費用負担方式)

第5条 家事支援サービスに係る費用の負担方式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現物給付方式 登録事業者による家事支援サービスを利用した場合に、家事支援サービス利用に要する費用から、次条に規定するクーポン券による金額を減じた額を当該登録事業者を支払う方法

(2) 償還払い方式 現物給付方式に対応できない登録事業者による家事支援サービスを利用した場合に、家事支援サービスに要する費用の全額を当該登録事業者を支払った後、未使用のクーポン券に相当する額を請求する方法

### (助成金の額)

第6条 助成金の額は、20,000円を上限とし、助成対象者1人につき、券面の金額が1,000円のクーポン券を20枚配付する。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が多胎児を養育しているときは、2人目以降の児童1人につき、券面の金額が1,000円のクーポン券を20枚追加して配付するものとする。

(クーポン券の申請等)

第7条 クーポン券の交付を受けようとする助成対象者は、家事支援サービスクーポン券交付申請書(様式第1号)に、母子健康手帳の写しその他の妊娠又は同一世帯において1歳未満の児童を養育していることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者が助成対象者であることを確認し、クーポン券を交付するものとする。この場合において、市長は、クーポン券の交付をもって、申請者に規則第6条1項の規定による交付決定の通知を行ったものとみなす。

(家事支援サービス費用の請求)

第8条 登録事業者が家事支援サービスの実施に要した費用として市長に請求できる額は、当該家事支援サービスの実施により得たクーポン券の枚数に券面の金額を乗じて得た金額とする。

2 登録事業者は、家事支援サービスに要した費用を請求しようとするときは、請求書(様式第2号)にクーポン券を添えて、市長に提出しなければならない。

(家事支援サービス費用の支払い)

第9条 市長は、前条第2項の規定による請求を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに登録事業者に請求に係る金額を支払うものとする。

(償還払い方式による助成)

第10条 家事支援サービスを利用した者が償還払い方式により助成金の交付を受けようとするときは、家事支援サービス利用報告兼助成金交付請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) クーポン券。ただし、添付できないことについて市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が適当と認める書類

(2) 登録事業者が発行した領収書(利用した家事支援サービスの内容がわかるものに限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付をもって、申請者に規則第13条の規定による額の確定通知を行ったものとみなす。

(家事支援サービスの利用日時等)

第12条 家事支援サービスを利用できる日時等は、次に掲げるとおりとする。

- (2) 利用できる日時は、登録事業者がサービスを提供できる日時とする。
- (3) 利用できる時間は、1回1時間以上で登録事業者が定める時間とする。
- (4) 利用できる場所は、利用者の居所とする。

(利用期間)

第13条 クーポン券の利用期間は、クーポン券の交付を受けたときから、対象となる児童の1歳の誕生日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、妊娠中にクーポン券の交付を受け、その後流産し、又は死産された場合の当該クーポン券の利用期間は、出産予定日から1年を経過する日の前日までとする。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に妊娠中の者及び同一世帯において1歳未満の児童を養育している者は、この要綱の規定による支援を受けることができる。

3 第4条、第7条及び第13条の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、現に令和5年4月2日から令和6年4月1日までに出生した児童を養育する者は、令和7年3月31日までの間、家事支援サービスを利用できるものとする。

## 別表(第3条関係)

### 1 家事援助

| 項目  | 内容                                                                       | 備考                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 調理  | ・調理<br>・配膳<br>・食器洗い<br>・片付け<br>・テーブル拭き                                   | ・同居家族分含む。                       |
| 洗濯  | ・洗濯機を回す<br>・干す、取り込む、たたむ<br>・クローゼット等への片付け<br>・少量のアイロンがけ<br>・簡単な裁縫(ボタン付け等) | ・同居家族分含む。<br>・衣類、タオル等日常的なものが対象。 |
| 掃除  | ・掃除機かけ<br>・簡単な拭き掃除<br>・簡単な整理整頓<br>・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除                      | ・日常的に利用者が担っている範囲の掃除に限る。         |
| 買い物 | ・近隣のスーパー、コンビニ等で購入可能な食材、日用品の買い物                                           | ・サービス提供者による立替払いは不可。             |

### 2 育児援助

| 内容       | できる                                                        | 備考                                                |
|----------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 授乳補助     | ・調乳<br>・哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け                                      | ・赤ちゃんに触れることはできない。                                 |
| おむつ交換補助  | ・おむつの交換用の物品の準備、片付け                                         | ・赤ちゃんに触れることはできない。                                 |
| 沐浴補助     | ・ベビーバスの用意、片付け<br>・着替えの準備、片付け                               | ・赤ちゃんに触れることはできない。                                 |
| きょうだいの援助 | ・自宅内での遊び相手、見守り                                             | ・おおむね1歳から就学前の子が対象。                                |
| その他      | ・保育所・幼稚園への送迎<br>・乳幼児健診や母の受診の付き添い<br>※徒歩、電車、路線バスを使用したものに限る。 | ・利用時間は、サービス提供者が利用者宅に到着した時間から送迎を終えて利用者宅に戻ってきた時間まで。 |